

2016年6月8日

桐蔭法科大学院

2015年度・<認証評価結果(委員会案)に対する意見申立>への対応を受けて

I 認証評価(追評価)結果

桐蔭法科大学院は、2013年度に「公益財団法人 大学基準協会」の実施した認証評価の結果(委員会案)において、11の基準項目について問題を有するとして不適合の判定を受けていたことから、2015年度に認証評価(追評価)を申請しましたところ、2016年3月23日に結果が発表されました。それによると、11の問題事項のうち、8については改善が認められるものの、残り3については依然として改善されたものとは判断できないとして、不適合と判定するというものでした。

当該3基準項目に関する結果の該当部分(抜粋)は、以下のとおりです。

No.1	法学未修者の入学試験において、「外国(米国)弁護士」といった法律関係の資格を「加点事由」として加点対象とし、法学未修者に法的知識の有無を問うている点は問題であり、こうした取扱を止めるよう速やかな改善が求められる(評価の視点4-2)。
No.2	依然として適性試験の総受験者のうち得点下位15%に属する者を受け入れている点は大きな問題であり、早急な是正が求められる(評価の視点4-8)。
No.3	自己点検・評価に関しては、未だ実施時期などが決定されておらず、自己点検・評価自体も実施されていないことから、依然として改善は不十分であり、定期的な自己点検・評価の実施に向けたさらなる改善が必要である(評価の視点9-1)。

II 認証評価(追評価)結果(委員会案)に対する意見申立と大学基準協会の対応

1. 意見申立

大学基準協会の認証評価では、結果に対して意見申立ができる仕組みになっています。そこで、本学では、上記3点のすべてについて意見申立を行いました。それぞれの意見の概略は以下のとおりです。

(1)「外国(米国)弁護士」資格を加点事由とすることの評価結果(No.1)について

法学既修者とは、「当該法科大学院において必要とされる『法学の基礎的な学識』を有すると認める者」であるところ（専門職大学院設置基準第 25 条）、ここにいう『法学の基礎的な学識』とは、日本の法科大学院制度による教育内容・目的等からして、日本の法律基本科目（専門職大学院設置基準 5 条 1 項等の規定に基づく専門職大学院に関して必要な事項について定める件 5 条参照）等に対する知識をいうものと解されます。そうすると、「外国（米国）弁護士」資格取得者は、日本の法律基本科目に対する知識を有する者であるとは限らず、よって、必ずしも『法学の基礎的な学識』を有する者とはいえないことから、法学未修者として扱うことに問題があるとはいえません。

また、本学において、これらの資格を加点係数の要素としているのは、当該資格あるいはその資格に基づく活動が専門職大学院設置基準第 19 条にいう「多様な知識又は経験」のひとつであると捉えているからであって、「法律関係の資格」ないし「法的知識」を有しているからではありません。

以上より、法学未修者に対する入試において、「外国（米国）弁護士」資格を考慮することは、「法的知識」に偏した選抜をする趣旨ではないことをご理解いただきたく存じます。

なお、指摘されたような「法的知識の有無を問う」ことのないように、今後の入試選考の運用において十分に留意していく所存です。

（2）適性試験「下位 15%」該当者を受け入れていることの評価結果（No.2）について

「適性試験の得点が総受験者の下位 15%に属する者」を受け入れている点は大きな問題であるとして、早急な是正を求める旨の指摘は、大学基準協会の定めた法科大学院基準の「評価の視点 4-8」の「適性試験の結果を適切に考慮する」との指針を根拠とするものと考えられますが、そこには、「適性試験の得点が総受験者の下位 15%に属する者を受け入れてはならない」という基準は存在していません。

そもそも、法科大学院の評価機関として文部科学大臣の認証を受けるためには、当該評価機関の設ける評価基準が「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 4 条第 1 項に掲げる事項」について評価するものとして定められている必要があります。そして、同項には、「入学者選抜における入学者の多様性の確保及び適性の適確かつ客観的な評価に関すること」が挙げられており、大学基準協会は、これを受けて上記視点等を盛り込んだ「法科大学院基準」を定めたものと思われませんが、上記省令をはじめとする関連法令および法科大学院基準に照らしても、「下位 15%」という数値を明示して、これを基準とすることを明記しているものは見当たりません。したがって、下位 15%に属する者は一切受け入れてはならないという指摘には、法令上の根拠は存在しませんし、法科大学院基準として定立されたものともいえません。

ところで、文部科学省の中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下、「法科大学院特別委員会」とします）第 47 回の配布資料「<会議後確定資料>適性試験の最低基準点の設定について」（以下、「会議後確定資料」とします）によると、総受験者の下位か

ら 15%を基本として、各法科大学院が独自に入学最低基準点を設定することが求められています。これは、下位 15%を目安として各法科大学院において独自に入学最低基準点を設定することを求めるものと解され、統一的な足切りラインでないことは明らかです。なぜなら、仮にこれを足切りラインとするのであれば、「各」法科大学院に敢えてそれぞれ独自の最低基準点の設定を要求するのは一貫しないからです。したがって、各法科大学院に設定が求められる適性試験の最低基準点とは、概ね下位 15%を基本としながら、ある程度の幅をもった大学独自の裁量的判断が許容されるものと解するのが「会議後確定資料」の文言上素直と解されます。さらに、受験者数の激減傾向に歯止めのかからない近時においては、そうした変動実態を無視して毎年 15%という画一的基準によるのであれば、実質的には却って基準としての明確性や安定性を確保し得ないことは明らかです。したがって、「会議後確定資料」の趣旨は、下位 15%を基本ラインとしたうえで実質的な調整を各法科大学院の判断に委ねることで基準としての機能を持たせようとしたものと解されます。

以上より、下位 15%に属する者は一切受け入れてはならないという基準は、存在しないと考えます。

なお、本学法科大学院は、入学者の適性の適確かつ客観的な評価の重要性を否定しているわけではなく、適性試験を蔑ろにしているものでもないことは、適性試験の得点を合否判定の重要なデータのひとつに位置付けていることから明らかです。さらに、下位 15%という目安についても、総合得点の合格ラインを決定する際に許容される限度内に収まるような考慮を働かせております。そして、そのことは入学試験概要において予め受験者に告知されており、何ら恣意的な運用がなされているわけではありません（本学法科大学院 HP の入学試験概要 [<http://toin.ac.jp/lawschool/nyushi/gaiyou/>] を参照してください）。

（3）自己点検評価が実施されていないとの評価結果（No.3）について

自己点検評価報告書作成のための自己点検評価に係る活動として、学生アンケートの実施とその報告書の作成、教員アンケートの実施とその報告書の作成、自己点検評価に係る教員会議（2回）を実施しております。さらに、平成 27 年 12 月末に、自己点検評価報告書を作成し大学ホームページ等に掲載しております。

以上より、自己点検評価自体が実施されていないという評価は、その基礎となる事実を誤認があるものと考えます。

2. 意見申立に対する大学基準協会としての対応

上記 3 点に対する意見申立に対する大学基準協会としての対応は、すべて不採用というものでした。

Ⅲ 本学法科大学院の対応

1. 異議申立について

大学基準協会の認証評価では、評価結果に対して異議申立をすることが認められています。こうした異議申立は、今後の認証評価の運用を透明性の高いものに改善してゆく重要な機会であると考えられますが（東北学院大学「本学法科大学院に対する認証評価結果をうけて」[2009（平成21）年3月30日] 2/2

<http://www.tohoku-gakuin.ac.jp/about/evaluation/pdf/01/2-3.pdf>）、本学法科大学院では、大学基準協会の指摘を真摯に受け止めて、異議申立を行わずに本学法科大学院のスタンスに基づく今後の対応を以下に報告させていただくことにします。

2. 「外国（米国）弁護士」資格を加点事由とすることの評価結果（No.1）について

開学以来、「ハイブリッド法曹の養成」を目標に掲げたアウトカム基盤型教育を実践してきた本学法科大学院では、「外国（米国）弁護士」を日本法以外の専門分野を有する人材として、本学のアドミッション・ポリシーにマッチするものとの考えから、上記のような取扱いをして参りました。さらに、そうした法曹の多様化と同時に、国内外を問わず、グローバル化の進展が著しい現代社会における司法をめぐる喫緊の課題のひとつである「法曹の国際化」への対応強化を早急に実現するには、「外国（米国）弁護士」の入学を促進して、一人でも多くの「国際ハイブリッド法曹」を輩出することが望ましいと考えています。

本学法科大学院としては、今後も、法曹の国際化・多様化を推進すべきであると考えますが、それを実現するうえで、「外国（米国）弁護士」資格を加点事由とする方法を取ることが必須の条件というわけではありませんので、今後、「外国（米国）弁護士」資格を加点事由から除外することにします。

3. 適性試験「下位 15%」該当者を受け入れていることの評価結果（No.2）について

ハイブリッド法曹の養成というアドミッション・ポリシーを掲げる本学法科大学院では、幅広い人材の取り込みに主眼を置くべく、つぎのような入学者選抜の方法を採用しています。すなわち、適性試験（30点満点として換算）および本学独自の試験（70点満点）に、その他の選抜要素（社会人経歴、資格取得等）を加味した総合得点による判定です。

なお、本学独自の試験は、第1・2・4回入試では「小論文試験」ですが、第3回入試では「法科大学院全国統一適性試験第4部（表現力を測る問題）」と面接試験によって実施しています（以上は、本学HP上の入学試験概要 [<http://toin.ac.jp/lawschool/nyushi/gaiyou/>] を参照してください）。

こうした選抜方法により本学が受け入れた学生のなかに「下位 15%」該当者が含まれることになったわけですが、その際に適性試験による入学者の適性の適確かつ客観的な評価機能を軽視しているわけではなく、総合得点の合格基準決定の際に許容される限度内に収まるような考慮を働かせています。そうして決定された合格基準は厳格に適用しており、何ら恣意的な運用の余地はありません。その証左として、適性試験「下位 15%」該当者でない者につき、総合得点で合格基準に達しない場合、不合格とした例もあります。世間で言われているように、入学者確保のために「下位 15%」該当者であっても受け入れたのであれば、そうした者を不合格とするのは矛盾することとなるはずです。

ちなみに、本学法科大学院が受け入れた該当者について、個人情報特定されない範囲で申し上げると、法学以外の分野の博士号をお持ちの方、特定分野に関する専門職の方など、いずれも特定領域での専門性や豊富な社会経験を有し、それらのバックグラウンドをもとに法曹としての活躍を期待できる資質を備えた人材です。「下位 15%」を足切りラインとして形式的に適用するならば、法曹界はこうした貴重な人材を取りこぼすことになり、さらにそうした有意の人材から法科大学院・法曹界が敬遠され、ひいては、それは国民全体の損失となって我々に跳ね返ってくるでしょう。

そうした認識は現在では広く共有されつつあります。とりわけ、先日報道されたように、5月11日実施の法科大学院特別委員会において、適性試験の取扱いの見直しが議論され、早ければ2018年度から、適性試験につき、各法科大学院が任意で利用する方法に変更することになりました。これは、法科大学院の現場において適性試験と司法試験合格との相関関係に疑義が呈され、適性試験は未修者も含めて廃止すべきとの意見が根強く存在することに端を発しています（法科大学院特別委員会（第72回）の配布資料「資料 2-1 法科大学院全国統一適性試験の在り方に関する検討ワーキング・グループにおける審議状況【資料③】」、「資料 2-2 法科大学院における適性試験の活用状況調査の結果の概要【資料④】」を参照してください）。

上記結論は、本学法科大学院の入学者選抜方法に間違いはなかったことの証左であると考えています。以上のように、この適性試験「下位 15%」該当者を受け入れていることの評価結果（No.2）については、今や実質的にその意義を失っているということになります。

4. 自己点検評価が実施されていないとの評価結果（No.3）について

大学基準協会の指摘を自己点検評価についてさらに努力するようにとの激励であると受け止めて、体制強化からはじめて、一層アクティブな自己点検評価活動の展開を目標とすることにします。

具体的には、自己点検評価委員会を専任教員全員参加の組織とすると同時に、委員長を支える副委員長職（2名）を追加します。これにより、教員一人一人の参加意識を高め、法科大学院の全活動領域について問題意識の共有、問題解決やより良き法曹教育に向けての

アイデア豊穰化、そして、実践に至る理想的なサイクルが形成されます。そして、これは本学法科大学院の日々の健全適正かつ効果的な活動に対する推進力として威力を発揮することになると確信しております。

IV これからもご理解とご支援をお願いします

本学法科大学院は、今般の認証評価（追評価）結果で、上記 3 点を除き、改善の努力も認められました。今後とも、大学基準協会の評価や指摘に敬意をはらいつつ、本学法科大学院の理念・目的の実現に邁進する所存です。今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げますと同時に、本学法科大学院のアドミッション・ポリシーに共感し、ハイブリッド法曹を目指して、これからの日本社会、そしてそこで暮らす人々のためになりたいとの志をお持ちの方の入学を心よりお待ちしております。